相続税の計算方法

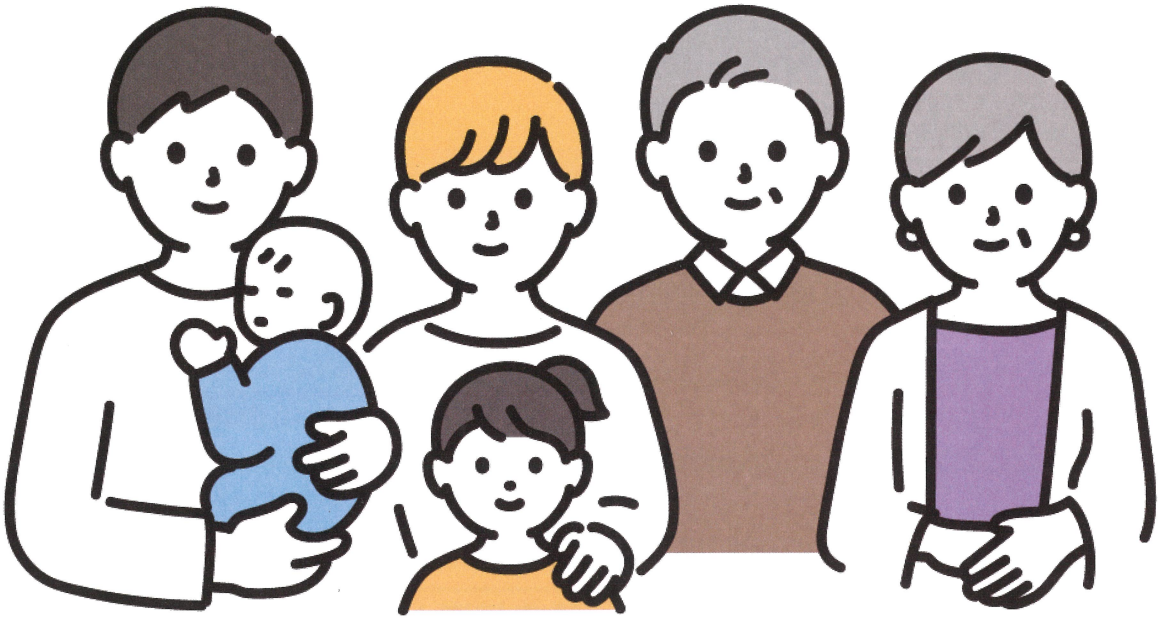

相続は生涯の中で誰にでも訪れる可能性があり、相続税を支払う必要があるかどうか不安に思う方も多いでしょう。
そこで、相続税の基本的な計算方法をわかっておくことは相続税がかかる人はもちろん、かからない人にとっても有益であり、相続税対策の一歩目となります。

吉川和章税理士事務所

〒420-0006　静岡市葵区若松町96-16

054-255-1872

お電話または左記QRコードよりお気軽にお問い合わせください！

1 相続財産の合計額を計算する

すべての財産を評価し、合計額を算出します。ただし相続人はプラスの財産だけではなくマイナスの財産である債務もすべて相続します。そこで債務となるものは相続財産から差し引くことができます。また、被相続人（亡くなった方）のお葬式の費用も財産から差し引きすることができます。

プラスの財産

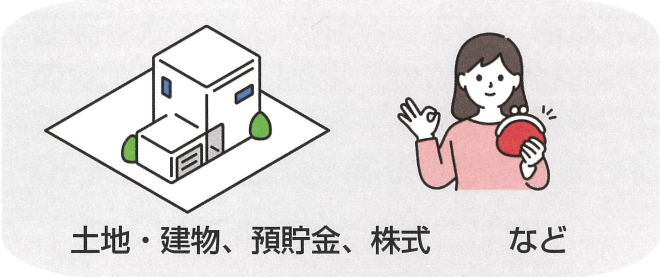

土地・建物、預貯金、株式　　など

マイナスの財産

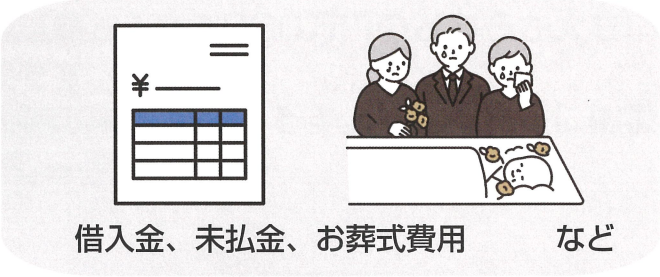

借入金、未払金、お葬式費用　　など

2 相続財産から基礎控除を差し引く

算出した相続財産の合計額から基礎控除を差し引きます。この差し引いた金額に相続税が課税されるため、相続財産の評価額が基礎控除内であれば、相続税はかかりません。

基礎控除＝3,000万円＋600万円×法定相続人の数

法定相続人とは

民法で定められた相続する権利を持つ人。法定相続人の範囲は、配偶者、子（直系卑属）、親（直系尊属）、兄弟姉妹です。
しかしこれらの人すべてが同時に相続人になるわけではなく、一定の順序に従って相続人になる人（相続順位）が決まっています。（※ただし配偶者は常に法定相続人になる）
また被相続人との続柄によって財産の取得割合（法定相続分）が定められています。

相続順位	法定相続人と法定相続分	
第1順位	配偶者 1/2	子（直系卑属） 1/2（人数で分けます） 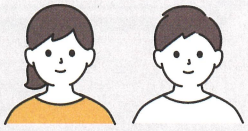
第2順位	配偶者 2/3	親（直系尊属） 1/3（人数で分けます）
第3順位	配偶者 3/4	兄弟姉妹 1/4（人数で分けます）

③ 財産を仮に法定相続分で分け、それぞれの相続税額を算出し、合算する

課税遺産総額が1億円、法定相続人が配偶者と子2人の場合

配偶者

法定相続分　5,000万円（1億円×1/2）　×　税率 20%　－　控除額 200万円　＝　800万円

子A

法定相続分　2,500万円（1億円×1/4）　×　税率 15%　－　控除額 50万円　＝　325万円

子B

法定相続分　2,500万円（1億円×1/4）　×　税率 15%　－　控除額 50万円　＝　325万円

相続税の総額 1,450万円

相続税額速算表 ▶

法定相続分に応じた各人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	－
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超～ 1億円以下	30%	700万円
1億円超～ 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超～ 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超～ 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

④ 合算した相続税を、実際にもらった財産の割合に応じて振り分ける

配偶者6,000万円分、子A子Bがそれぞれ2,000万円分ずつの遺産を相続した

相続税の総額 1,450万円

配偶者

1,450万円×6,000万円/1億円　＝　870万円

子A

1,450万円×2,000万円/1億円　＝　290万円

子B

1,450万円×2,000万円/1億円　＝　290万円

5 各人の算出税額から各種控除があれば控除する

相続税額を算出した後、各人が税額控除の適用条件を満たしていれば、計算された相続税額から一定の金額を差し引くことができます。

主な税額控除の制度

① 配偶者の税額軽減（配偶者控除）

配偶者が相続した財産のうち、法定相続分相当額か1億6,000万円のどちらか大きい方の金額までは相続税がかからないという制度です。
ただし、配偶者控除を適用するためには相続税の申告が必須です。控除適用後に納税が0円になる場合でも必ず申告するようにしましょう。

CHECK 二次相続に注意！

> 配偶者が多く相続すれば、配偶者控除を適用できるので、今回の相続（一次相続）税は安くなります。しかし、問題なのは配偶者が亡くなったとき（二次相続発生時）です。二次相続時には、配偶者がもともと持っていた財産＋今回相続した財産に対して課税されます。さらに、相続人も減ることによって、基礎控除額も少なくなります。そのため、一次相続と二次相続を合わせたときの相続税が高くなってしまう可能性があります。

② 未成年者控除

相続人が相続開始時に未成年（18歳未満）だった場合
成人になるまでの年数×10万円を相続税額から控除できる制度です。

③ 障害者控除

相続人が障害者であるとき、85歳までの年数×（10万円or20万円）を相続税額から控除できる制度です。
控除額（10万円or20万円）は障害の程度によって決まり、一般障害者の場合が10万円、特別障害者の場合が20万円です。

子Aが一般障害者に当てはまり、65歳の場合

配偶者

870万円 － 870万円（配偶者控除） ＝ 0万円

子A

290万円 － 200万円（障害者控除）（10万円×20年） ＝ 90万円

子B

290万円 － 0円（税額控除なし） ＝ 290万円

6 実際に納める税金が決定